

第6章 調査計画書についての知事の意見

「圏央道幸手 IC（仮称）東側地域の整備計画に係る環境影響評価調査計画書」に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

意見書

圏央道幸手 IC（仮称）東側地域の整備計画の環境影響評価については、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価を行うこと。

記

1 事業計画について

- (1) 事業計画については、計画地周辺の田園環境や田園風景と調和した産業団地づくりを踏まえて具体的な土地利用の計画を定めること。
- (2) 公園及び緑地の計画は、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）の関連事業を考慮した内容とすること。

2 既存の現地調査結果の取扱いについて

現に実施されている現地調査結果を予測に用いる場合は、現地調査実施時と予測時との間に著しい環境の変化がない等、現地調査結果の有効性を確認するとともに、必要に応じて追加（補足）調査を実施すること。

また、その旨を明らかにすること。

3 調査、予測及び評価について

(1) 全般的事項

ア 環境影響評価項目の予測及び評価に当たっては、直接的・間接的影響も加味すること。

また、計画地周辺における道路整備事業の進捗状況に対応した交通量等の変化も考慮すること。

イ 立地予定企業の事業内容をできる限り具体的に把握した上で、予測及び評価を行うこと。

なお、事業内容に不明確な部分が残る場合には、単に業種平均等を用いるのではなく、最大限安全側に配慮した予測及び評価を行うこと。

ウ 環境影響評価項目の調査地点（地域）及び予測地点（地域）について、選定理由を明らかにすること。

エ 事業計画の目標は、水と緑の豊かな田園環境や田園風景と調和する産業団地づくりを目指すこととされている。

このため、動植物及び景観等について、地域特性や地域住民と自然との関わりを踏まえた調査、予測、評価及び保全措置を検討すること。

(2) 植物

注目すべき種として選定されている種は、多くが湿地性の植物であり、盛土等による水条件の変化に敏感であるため、現在の植生に配慮した保全措置を検討すること。

また、事業計画の進捗に伴う注目すべき種の動向や生息・生育環境の変化についても留意すること。

(3) 景観

ア 計画地周辺の田園風景や計画地近傍から眺望できる筑波山等の遠景は、景観資源と考えられることから、景観資源（施設の存在・供用時）を環境影響評価項目に選定し、調査、予測、評価を行うこと。

イ 本計画地の景観について、計画地周辺の田園風景等と調和したものとなるよう、景観の保全・創造を検討すること。